

令和5年度「佐賀さいこう！情報発信事業」企画運営等業務委託に係る  
企画コンペ実施要領

1 委託業務の内容

別紙「令和5年度「佐賀さいこう！情報発信事業」企画運営等業務委託仕様書」のとおり

2 参加要件

企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす企業等とする。

なお、(7)の要件については、資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本事業と同種の業務を実施した実績を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (2) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止処分措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

#### 4 企画コンペ及び審査の実施方法

- (1) 企画書、実績書等の資料により、参加者がプレゼンテーションを行う。
- (2) 審査員は、別表1の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。
- (5) 最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。

#### 5 オリエンテーション（説明会）について

- (1) 日 時 令和5年6月26日（月曜日） 10時30分～
- (2) 場 所 大阪駅前第1ビル9階 佐賀県関西・中京事務所  
※公示した実施要領等は各自持参すること。
- (3) オリエンテーション参加申込
  - ア 申込方法 電子メール
  - イ 参加申込先 kansaichuukyou@pref.saga.lg.jp
  - ウ 記載内容 タイトル：オリエンテーション（令和5年度「佐賀さいこう！情報発信事業」企画運営等業務）参加申込  
本 文：会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号
  - エ 提出期限 令和5年6月23日（金曜日）12時00分まで※オリエンテーションへの参加は、企画コンペの参加に係る応募要件とはしない。

#### 6 企画コンペの参加申込書等の提出について

企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和5年6月28日（水曜日）12時00分まで
- (2) 提出場所 佐賀県産業労働部 関西・中京事務所  
(大阪市北区梅田1丁目3-1 大阪駅前第1ビル9階)
- (3) 提出書類 参加申込書（様式1）、実績書（様式2）、誓約書（様式3）
- (4) 提出方法 郵送または持参（期限内必着）  
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (5) 参加資格の確認結果は、文書により令和5年7月5日（水曜日）までに通知する。

#### 7 企画書等の提出について

- (1) 提出期限 令和5年7月10日（月曜日）12時00分まで
- (2) 提出場所 佐賀県産業労働部 関西・中京事務所  
(大阪市北区梅田1丁目3-1 大阪駅前第1ビル9階)
- (3) 提出書類

ア 企画書 A4版、任意様式（7部）

※別紙「令和5年度「佐賀さいこう！情報発信事業」企画運営等業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「4 委託業務の内容」に示す項目を参考に項目整理し、業務の具体的な内容やスケジュールなど、提案する内容とそれに付随する実施方法が分かる事項等をすべて盛り込んで作成すること。

①盛り込むべき内容

- ・今回委託する業務と同種の企画・運営についての業務実績
- ・食事会、トークイベント、体験会等の実施内容
- ・事業コンセプトと事業タイトル
- ・「いちごさん」など佐賀産食材を中心とした佐賀の情報発信の内容
- ・飲食店等とのタイアップ事業の告知方法
- ・飲食店等とのタイアップ事業の実施内容
- ・情報発信等の期待が大きい関西在住者及びインフルエンサー等
- ・食事会等の参加者及びタイアップ飲食店等への来店者の満足度を高める方策・工夫
- ・タイアップ飲食店等への来店者に、SNS等での情報拡散を促す方策・工夫
- ・食事会等の参加者及びタイアップ飲食店等への来店者へのアンケート方法
- ・経費内訳
- ・事業の実施体制
- ・感染症対策の実施方法
- ・その他業務の実施に際して必要なもの

イ 見積書 A4版、任意様式（7部）

①盛り込むべき内容

見積価格は審査における評価項目の1つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

ウ 会社概要（7部）

(4) 提出方法 郵送または持参（期限内必着）

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 留意事項

- ア 企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- イ 企画提案書の受領後、佐賀県関西・中京事務所が必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。
- ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

## 8 企画コンペ、審査会の開催について

(1) 日 時 令和5年7月11日(火曜日)

※場所と個別の時間については、参加者に別途通知する。

※プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコンは持参すること。

## 9 結果の通知

企画コンペの結果は、令和5年7月13日(木曜日)にすべての参加者に対し通知する。

電話等による問合せには、一切応じない。

## 10 実施スケジュール(予定)

令和5年 6月15日(木曜日)	県ホームページでの公募開始
令和5年 6月23日(金曜日)～12時00分	オリエンテーション参加申込期限
令和5年 6月26日(月曜日) 10時30分～	オリエンテーション
令和5年 6月28日(水曜日)～12時00分	企画コンペ参加申込期限
令和5年 7月 5日(水曜日)	企画コンペ参加資格確認結果通知
令和5年 7月10日(月曜日)～12時00分	企画書等提出期限
令和5年 7月11日(火曜日)	企画コンペ、審査会
令和5年 7月13日(木曜日)	委託業者決定
令和5年 7月下旬	契約、事業着手

## 11 企画コンペの取りやめ等

(1) 審査員への接触など企画コンペを公平に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 天災地変その他のやむを得ない事由により企画コンペをすることができないと認められるときは、その執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 12 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とし、企画コンペに参加できないこととする。

- (1) 参加要件を満たさない者
- (2) 当該企画コンペについて不正行為を行った者
- (3) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

## 13 費用負担

プレゼンテーション、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

## 14 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次のア～ウに掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
  - イ 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
  - ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

## 15 留意点

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、県と受託業者が協議を行い、決定する。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。この場合、次順位の者と契約を協議する。
- (7) 企画コンペについての問い合わせは、電子メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

## 16 問い合わせ先

佐賀県 産業労働部 関西・中京事務所 村山・東  
〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3-1  
TEL 06-6344-8031  
FAX 06-6348-0253  
Mail kansaichuukyoku@pref.saga.lg.jp

## 17 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めている。